

山形大学研究データポリシー

令和6年1月16日

役員会 決定

(趣旨)

- 1 山形大学(以下「本学」という。)は、基本理念の1つに『『知』の創造-人類の諸課題を解決するため、山形大学の強みと特色を活かした先進的研究を推進する。』ことを掲げている。

研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の基本理念を实践し、人類社会の持続的発展に貢献することを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

(研究データ)

- 2 本ポリシーが対象とする研究データは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

(研究者)

- 3 本ポリシーにおける研究者とは、本学において研究に携わる全ての者をいう。

(研究データの管理等)

- 4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

(研究者の責務)

- 5 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

(大学の責務)

- 6 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を提供するものとする。

(その他)

- 7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

本ポリシーは、令和6年4月1日から施行する。

山形大学研究データポリシーに対する補足

(趣旨)

1 山形大学(以下「本学」という。)は、基本理念の1つに『知』の創造-人類の諸課題を解決するため、山形大学の強みと特色を活かした先進的研究を推進する。」ことを掲げている。

研究データを適切に管理することは優れた研究を行う上で必要不可欠であり、また、研究データは学術や社会の発展に必須の知の基盤の一つである。

そこで、本学は、研究データを適切に管理し、その公開等を通じて利活用を促進することにより、本学の基本理念を实践し、人類社会の持続的発展に貢献することを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

<説明>

本ポリシーは、山形大学の基本理念のもとに策定するものであり、オープンサイエンスの振興(研究データの共有、研究助成機関からの要求、研究再現性の確保等)にあたり、求められる機関内の研究データ管理体制に関し必要な事項を定めるもの。

(研究データ)

2 本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。

<説明>

(1) 本ポリシーにおける「研究データ」には、以下のものが含まれる。なお、研究データの記録媒体(デジタル・非デジタル)は問わない。

- ① 研究素材として収集又は生成された一次データ(測定データ、画像情報等)
- ② 一次データ等を分析、処理して生成された情報(加工データや解析データ等)
- ③ 上記データの収集や生成の段階で作成された記録(実験ノート、質問票等)に記載された情報
- ④ 上記のデータを用いて作成された研究成果(論文や講演資料等)に記載された情報
- ⑤ 研究に用いられた有体物等(試料、標本等)に蓄積されている情報
- ⑥ その他研究活動に用いることが予定されている情報及び研究活動に用いられた情報

(2) 「本学における研究活動」とは、本学の資源(施設・設備等)を用いて実施される研究活動をいう。他の大学、民間企業、その他の機関に所属する者が、本学の資源を使用して行う研究活動については、その研究活動において収集・生成される研究データの管理等に関し、契約等に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

(研究者)

3 本ポリシーにおける研究者とは、本学において研究に携わる全ての者をいう。

<説明>

本学において研究に携わる全ての者とは、「山形大学の研究活動における行動規範に関する規程」第8条に定める「対象となる研究者」と同じ範囲。

(参考)

○山形大学の研究活動における行動規範に関する規程

(対象となる研究者)

第8条 この規程の対象となる研究者は、本学において研究に携わる全ての者をいい、常勤、非常勤の別、国立大学法人山形大学からの給与支給の有無を問わない。また、学生、博士研究員も含まれることがある。

(研究データの管理等)

4 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令及び本学の規程その他これに準ずるものの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。

<説明>

- (1) 原則として、研究データを収集又は生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定する。
- (2) 研究者は、研究データの管理において、その正確性・完全性・追跡可能性等を担保することはもちろんのこと、本学及び本学の研究者の将来の研究活動を阻害することのないよう、適切な知的財産の保護や研究契約の締結等を行うこと。
- (3) 研究データの収集、生成、管理、公開及び利活用について、法令、契約、本学が定める規程等が存在する場合には、それらを遵守することが必要である。特に、個人情報、外為法に基づき安全保障輸出管理の対象となっている技術情報、契約等において秘密管理等が要求されている情報等については、慎重かつ厳格な管理が要求され、それらの破棄についても、適切な態様で行われなければならない。また、共同研究契約等において管理に関する権利と責任の所在が定められている場合には、当該契約の定めに従って研究データの管理が行われなければならない。

(研究者の責務)

5 研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供する。

<説明>

(1) 研究データの管理については、前提として、山形大学の研究活動における行動規範に関する規程及び各部局が定める規程等を遵守する必要がある。

(参考)

○山形大学の研究活動における行動規範に関する規程

(研究データ等の保存)

第 19 条 研究者は、実験・観察ノート等の研究データを一定期間保存し、学長、副学長又は部局長の求めに応じ、開示しなければならない。

2 前項における研究データの内容、保存期間については、各部局において定める。

(2) 学生においては、研究指導教員(副研究指導教員がいる場合は同教員を含む。)の指導の下、研究データの管理を行う。特に、データを公開しようとする場合は、指導教員による確認を必要とする。

(大学の責務)

6 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を提供するものとする。

<説明>

本学が研究者に提供する環境として以下を想定している。

- (1) 研究データの管理に係る情報の収集及びその提供
- (2) 研究データ管理の仕組みの検討と構築、運用
- (3) 研究データを公開するためのリポジトリの提供
- (4) 研究データ利活用のための大学内外への周知と利用促進

(その他)

7 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

<説明>

データの管理・公開・利活用のあり方は、社会・経済システムや学術状況の変化により大きな影響を受けるものであり、また近時、関係法令の改正等も頻繁に行われていることから、本ポリシーについては、適時に見直しを図ることが必要であることを明示した。